

市政を動かすのは
あなたが納める
税金です

市税は

納期限内に納めましょう

市が提供する社会福祉や教育、保健衛生、道路整備などさまざまな公共サービスは、市民の皆さん一人ひとりが納める貴重な税金で成り立っています。納税は国民の義務です。多くの人が適正に納税している一方で、納税が滞る人もいます。税負担は公平公正でなければなりません。市では、厳しい姿勢で市税の滞納の解消に努めています。

納税の公平性を確保

市では、税負担の公平性を確保し、納期限までに完納した皆さんの信頼に応えるため、滞納に対して、厳正に滞納整理・処分を行っています。

納期限を過ぎると「滞納」に

市税が納期限までに納められていないと、市では「滞納」として事務処理が始まります。

まず、市税を滞納している人に市から督促状を発送します。督促状を受けた人には督促手数料(80円)がかかります。さらに、本税のほかに年9.2%の延滞金に加算され、納税する人に

とって負担が増えてしまいます。また、これらの事務処理や送付経費などに、税金を使うこととなります。

市税は、納期限内の納付をお願いします。

収納率100%に向けて

平成24年度に課税された一般市税の収納率は、140億3408万円で、収納率は約98.16%でした。

平成24年度に課税された市税で平成25年度に繰り越した滞納額は約2億6千万円です。これは、平成26年度の観光費の当初予算額の約1.6倍に相当します。適正な納税があれば多くの公共サービスを行うことができるのです。こうしたことから、市では、収納率100%に向けた取り組みを進

滞納処分を行います

市では、収入や財産があるにもかかわらず滞納していて、納税の督促や指導などに応じない人には、き然とした態度で対応し、滞納処分を執行します。滞納処分とは、税金が納期限を過ぎても納められない場合に、納税義務者の財産を差し押さえて(財産が動産や不動産の場合は、公売で金銭に換えてから)、市税へ充てることです。

平成25年度には988件の財産の差し押さえを行いました。

財産調査や差し押さえは、法律で定められた強制的な処分なので、拒否することはできません。

◆滞納処分の流れ

税法には、「税金を納期限までに納めていただいた納税者との公平性を保つため、滞納している人の財産(預貯金・給与などの債権、動産、不動産、自動車など)を差し押さえなければならぬ」と、定められています。

督促

納期限までに納付されない場合には督促状を発送します。(督促手数料…1通80円)

催告

催告状などを発送し、納付を促します。(催告状を出さない場合もあります。)

財産調査

金融機関・勤務先などに対し、債権(預貯金・給与など)の照会を行います。

差し押さえ

債権(預貯金・給与など)、証券・出資金、動産、自動車、不動産などを差し押さえます。(建物内を搜索する場合があります。)

換価・充当

債権は現金にして、動産・自動車・不動産などは公売し、売却代金をそれぞれ市税に充当します。



納期内に自主納付を

納税は納期内に自主的に納付することが原則です。

市では、自主納付を推進するため、口座振替の推奨やコンビニエンスストアでの納税、夜間窓口の開設をしています。平日の昼間に納付することが困難な人はご利用ください。

納め忘れのない 口座振替をご利用ください

口座振替で納税すると、納期ごとに窓口に向く必要がありません。一度手続きをすれば翌年度以降も自動的に継続されます。
※随時課税分は対象外です。

差し押さえと公売の実施状況

	収納金額 (差し押さえ件数)	売却金額 (公売回数)
平成 22 年度	483,602,881 円 (1,657 件)	24,315,501 円 (2 回)
平成 23 年度	154,741,451 円 (1,306 件)	1,305,635 円 (3 回)
平成 24 年度	136,119,533 円 (1,404 件)	2,134,907 円 (7 回)
平成 25 年度	113,150,006 円 (988 件)	21,870,493 円 (8 回)

さまざまな納付方法

種 類	内 容
コンビニエンスストアでの納付	【対象店舗】 エブリワン、MMK 設置店、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スーパー北海道、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ハセガワストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストアー、ニューヤマザキデイリーストアー、ローソン(50音順) ※納期限を過ぎると、納付できなくなります。
夜間窓口	【と き】 毎週木曜日(祝日・年末年始を除く。) 午後7時30分まで 【と ころ】 収税課(本庁のみ)
口座振替による納付 ※申し込みにより、指定する金融機関の口座から振替納付ができます。	【取扱金融機関】 百五銀行、三重銀行、第三銀行、中京銀行、滋賀銀行、南都銀行、三菱東京UFJ銀行、北伊勢上野信用金庫、伊賀北部農業協同組合、伊賀南部農業協同組合、東海労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局 以上の本店・各支店 【振替日】 各納期限日

【申込方法】 預金通帳・通帳の届出印鑑を用意して金融機関へお申し込みください。

※申込書は、市内の金融機関・収税課・各支所住民福祉課の窓口にあります。
※申し込みから口座振替開始まで、約一カ月必要です。

【口座振替日】 各税の納期限日
※口座残高が不足している場合、振り替えはできません。

《口座振替をやめる場合》
転出したときや死亡したときなども、登録した口座の情報は残ります。口座振替をやめる場合は、金融機関で解約の手続きをしてください。

納税に困ったらまず相談

病気や事業の廃止など、やむを得ない事情により、納期内での納付が困難な人は、そのまま放置せずに電話や窓口で早めに相談してください。事情により分割納付や一定期間の納税の猶予などの適用を受けられる場合もあります。

納税相談は市の開庁時間内に収税課で随時受け付けています。
また、夜間窓口を毎週木曜日の午後7時30分まで開設していますのでご利用ください。(本庁のみ・市の休日を除く。)

多重債務を

かかえてしまったら…

税金を滞納して、消費者金融などから長期間にわたって借り入れがあり、多重債務で悩んでいる人は、納税相談実施時に、お伝えください。

過払い金が発生していれば、消費者金融から払いすぎたお金を返してもらえる場合があります。

また、市民生活課で、債務問題などでお困りの人を対象とした相談を随時受け付けています。

さらに、法律専門家による定期相談も実施していますので、ぜひご利用ください。



▶消費者相談専用ダイヤル▶

☎ 22・9626

※午前9時～午後4時

▶サラ金・クレジット問題相談▶

月1回 ※予約制

【問い合わせ】

市民生活課

☎ 22・9638

【問い合わせ】 収税課

☎ 22・9612 FAX 22・9618